

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・**その他**）

No	34	府省庁名	国土交通省
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
要望項目名	地方分権一括法等による権限の移譲に伴う所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等について適用を受けるための書類</p> <p>・特例措置の内容 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（本要望において、「地方分権一括法」という。）」及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令」（いずれも平成27年4月1日施行予定）による国土利用計画法及び国土利用計画法施行令の改正により、規制区域制度に係る都道府県知事の権限が指定都市の長に移譲されることを踏まえ、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等について適用を受けるための書類について所要の改正を行う。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第33条の3第1項、第2項 地方税法施行規則第13第1項第1号、第2号ロ 租税特別措置法第28条の4第3項第4号イ 租税特別措置法施行令第19条第12項第1号 租税特別措置法施行規則第11条第1項第4号ロ（1） 国土利用計画法第14条第1項 国土利用計画法施行令第13条第1項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 地方分権一括法等による国土利用計画法及び国土利用計画法施行令の改正により、規制区域制度に係る都道府県知事の権限が指定都市の長に移譲されることを踏まえ、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等について適用を受けるための書類について所要の改正を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性 地方分権一括法等による国土利用計画法及び国土利用計画法施行令の改正により、規制区域制度に係る都道府県知事の権限が指定都市の長に移譲されることを踏まえ、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等について適用を受けるための書類について所要の改正が必要となる。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	地方分権一括法等による国土利用計画法及び国土利用計画法施行令の改正により、規制区域制度に係る都道府県知事の権限が指定都市の長に移譲されることを踏まえ、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等について適用を受けるための書類について所要の改正が必要となる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—